

2022.1.11

『損害保険・代理店手数料ポイント制を考える会』会則

(名称)

第1条 本会は「損害保険・代理店手数料のポイント制を考える会」と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務局を大阪市に置く。

(目的)

第3条 保険会社は、代理店の合意を得る事もなく、毎年のように内容を一方的に変更し、通知するだけの運営を続けている。この「代理店手数料ポイント制」(以下、「ポイント制」という)が、独禁法(優越的地位の濫用)に抵触するものと判断し抜本的な見直しを求めることを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、目的を達成するために次の活動を行う。

1. 公正取引委員会事務総局への申立
2. 外部諸団体との接触及び連携
3. セミナー開催等その他前各項に付随する事業

(会員)

第5条 本会の会員は、会員及び準会員の2種とし、世話役会で入会を承認されたものをいう。

1. 会員は損害保険代理店の役員およびその従業員
2. 準会員は元損害保険代理店主及びその他本会の主旨に賛同する者(保険会社社員・元社員を含む)

(会費)

第6条 会員一名あたり年間5,000円(一括払)とする。

準会員一名あたり年間1,000円(一括払)とする。

※ 徴収した会費は理由のいかんにかかわらず払い戻さない。

(議決権)

第7条 議決権は会員1名につき1票とする。

なお 準会員は議決権を持たない。

(各種会議の役割と議決)

第8条 下記の通り定める。

1. 総会はすべての会員をもって構成する。
通常総会は毎年1月に開催するものとし、これをもって定時会員総会とする。
総会では次の各号に掲げる事項を決議する。
 - (1) 世話役の選任および解任
 - (2) 会則の変更
 - (3) 活動計画または収支予算の決定および変更
 - (4) 活動報告および会計報告の承認。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する
 - (1) 世話役会が必要と認めた時
 - (2) 5分の1以上の会員から会議の目的たる事項及び召集の理由を記載した書面により開催の請求が世話役会にあったとき。

3. 会員報告会等を必要に応じて開催する。
活動の計画や遂行状況を報告し、論議し決定することができる。
オープンセミナー等の開催を行う。

4. 世話役会は定時世話役会と臨時世話役会の2種とし、定時世話役会は隔月に開催する。

5. 臨時世話役会は次の各号の1つに該当する場合に開催する。
 - 1 世話役会が必要と認めたとき
 - 2 世話役から他の世話役に対して会議の目的を示して開催の請求があったとき。
世話役会では次の各号に掲げる事項を決議する
 - ・総会の決議した事項の執行に関する事項
 - ・総会の日時、開催場所及び総会に付議すべき事項の決定
 - ・その他総会の決議を要しない業務の執行に関する事項

6. 総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって議決する。
世話役会の議事は出席者のうちの過半数をもって議決する。

(世話役)

第9条 本会は世話役を数名配置する。
なお、各地に支部と世話役を置くことができる。

(世話役の選出)

第10条 総会において承認する。

(世話役の任期)

第11条 世話役の任期は2年とする。再任は妨げない。

(世話役の任務分掌)

第12条 世話役は、他の世話役と分担・協力し各会議の議題選定と運営並びに活動計画の企画と遂行にあたる
また、事務局としての業務を兼任し会の運営を行う。

(会計担当者)

第13条 会計担当者を世話役会で選任し、銀行口座を開設する。会計担当者は、会費等の収支を会計帳簿と口座にて管理し、会計報告(会計報告書)を総会で行う。
口座名義は、「ポイント制を考える会 会計担当〇〇〇〇」とする。

(会員の努力義務)

第14条 本会活動の積極的な情宣活動に努め会員拡大にあたる。

(事務局)

第15条 本会は、世話役のもとに事務局を設置する。
世話役以外に事務局の業務担当を数名置くことができる。

(活動年度)

第16条 本会の活動年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(規約の改廃)

第17条 本会の規約の改廃は、総会にて出席者の過半数の同意をもって改廃することができる。

附則

会則制定 2022年 1月 1日 制定